

松阪市環境基本条例策定委員会要綱

(設置)

第1条 松阪市環境基本条例策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌業務)

第2条 委員会は、市民主導の立場から松阪市環境基本条例（以下「条例」という。）の制定に関し、原案の作成を含め必要な指導及び助言を行うものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員 18 名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教職員関係者
- (3) 事業者関係者
- (4) 公募市民
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、施行日から平成 16 年 3 月 31 日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。また、必要に応じて副委員長を置くことができる。

2 委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、委員会の進行、とりまとめを行うものとする。

4 副委員長は、やむを得ない理由により会議等に出席できない場合に委員長に代わって執り行うものとする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

(策定部会の設置)

第7条 委員長は、条例の策定に関し必要な場合には、委員会の下に松阪市環境基本条例策定部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会は、委員会が選任し、市長から任命された者で構成するものとする。

3 部会には、部会長を置く。また必要に応じて副部会長を置くことができる。

(意見)

第8条 委員長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、市民生活部環境課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 15 年 7 月 15 日から施行する。